

## 令和2年度第2回青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会 会議概要

日 時：令和2年10月29日（木） 18時30分～19時00分

場 所：青森市保健所（元気プラザ）1F 会議室

出席委員：高谷和彦委員、成田祥耕委員、成田憲雄委員  
畑中和紀委員、蝦名宏美委員  
《計5名》

欠席委員：近井宏樹委員  
《計1名》

事務局：青森市保健部長 浦田浩美  
保健部参事生活衛生課長事務取扱 佐々木祐子  
健康づくり推進課長 榊 乃里子  
健康づくり推進課 健康寿命対策室長 佐々木正幸  
あおり親子はぐくみプラザ所長 三浦裕子  
浪岡事務所健康福祉課長 小形麻理  
健康づくり推進課主幹 種市靖子  
健康づくり推進課主幹 樋口量美  
健康づくり推進課 健康寿命対策室主査 今本裕士  
《計9名》

### 会議次第

- 1 開会
- 2 案件  
「青森市健康寿命延伸計画」一部改定素案について
- 3 その他
- 4 閉会

### 議事要旨

#### 案件「青森市健康寿命延伸計画」一部改定素案について

事務局（健康づくり推進課長）から資料1、資料2、資料3に沿って説明。

#### **質疑応答**

主な質疑応答は以下のとおり

- （委員） 改正健康増進法により飲食店等では禁煙となっているが、道路上での喫煙はどのように解決していくのか。

◇(事務局) 改正健康増進法においては屋内での禁煙を示しており、屋外に関しては規定がない。しかしながら、この度の法改正のポイントは望まない受動喫煙を防ぐものであることから、市民からの御意見があった際には、直ちに現場に出向き、助言・指導し改善に向け対応している。

○(委員) 歩道にたばこの灰皿を置くことは自由なのか。また、公園に灰皿を置くのはどうなのか。

◇(事務局) 改正健康増進法では、あくまで屋内における禁煙を示している。また、屋内の規定として、屋根があり半分以上壁に囲まれている場合は屋内ということになる。公園や道路は屋外であるため指導対象とはならないものの、先ほどもお伝えした通り、望まない受動喫煙を防ぐことがポイントとなることから、適切に対応している。

市の公園については、全て禁煙となっている。

市保健所では、本年4月1日から受動喫煙に関して様々な相談や苦情を受けており、9月末時点で相談件数は112件、そのうち9件が苦情であった。

対応例として、新町通りのコンビニ前やバス停付近の苦情については、現場に出向き、健康増進法が改正され、望まない受動喫煙を防がなければならない旨を説明し、苦情の対象となっている灰皿は全て撤去させていただいたところである。

○(委員) 医療機関などは敷地内禁煙になっているが、関連する会社などに対して縛りがない。医療や福祉、介護などの関連会社にもそれを求めているのか。

◇(事務局) 健康寿命の観点から、受動喫煙対策及び禁煙支援は非常に重要であり、様々な対策を講じている。受動喫煙対策に関しては、昨年、商工会議所を通じて周知したほか、本年8月25日にはリンクステーションで行われた食品衛生責任者養成講習会に参加させていただき説明を行っている。また、生活衛生課において営業許可書の新規・更新申請時には必ず受動喫煙対策のチラシを配布させていただいている。職場の健康づくりに積極的に取り組み、実践している様々な企業・事業所を「あおもり健康づくり実践企業」として認定しているが、受動喫煙対策は認定する際の必要項目としている。